

平成 28 年 7 月 20 日

## 解体工事に係る入札参加資格等の取扱いについて

契約検査課

### 1 建設業法改正の概要

- 平成 28 年 6 月 1 日から建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設されました。
- 平成 28 年 6 月 1 日時点で、「とび・土工工事業」の建設業許可を受けて、解体工事業を営んでいる建設業者は、平成 31 年 5 月 31 日までの 3 年間は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することができます。平成 31 年 6 月 1 日以降は、解体工事業の許可が必要となります。

### 2 本市における解体工事の発注の取扱い

本市が「とび・土工・コンクリート工事」で発注していた解体工事について、平成 28 年 6 月 1 日以降は「解体工事」で発注・公告を行います。

当該工事の入札に参加するために必要な入札参加資格等は、次の区分のとおりとなります。

| 区 分                  | 平成 28 年 6 月から<br>平成 29 年 3 月まで                  | 平成 29 年 4 月から<br>平成 31 年 5 月まで                                                |
|----------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 入札参加資格認定に必要な建設業許可    | とび・土工工事業（経過措置適用）                                | 解体工事業<br>とび・土工工事業（経過措置適用）                                                     |
| 解体工事に係る入札参加資格（発注業種）  | 【平成 27・28 年度名簿】<br>「とび・土工・コンクリート工事」<br>の認定を受けた者 | 【平成 29・30 年度名簿】<br>「解体工事」（※新設）の認定を受けた者                                        |
| 入札参加資格申請に係る完成工事高の取扱い |                                                 | 解体工事業<br>・「解体」の完成工事高<br>とび・土工工事業（経過措置適用）<br>・「とび・土工・コンクリート」<br>と「解体」の完成工事高の合算 |

※ 平成 29・30 年度の建設工事の入札参加資格を認定する業種に「解体工事」を新設します。